

No. 37 飛島村

担当部課名 開発部 建設課		TEL 0567-97-3464	直通・内線 直 通	FAX 0567-52-2320
住所	〒490-1436 海部郡飛島村竹之郷3-1		担当者氏名	山田 拓矢
URL	http://www.vill.tobishima.aichi.jp		E-mail	tb-kensetu@vill.tobishima.lg.jp

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	補助基準額	補助加算額	人槽区分	補助基準額	補助加算額
5人槽 住宅	332,000	110,000	11～20人槽 住宅	939,000	—
事業所	156,000	90,000	事業所	439,000	—
7人槽 住宅	414,000	138,000	21～30人槽 住宅	1,472,000	—
事業所	194,000	90,000	事業所	688,000	—
10人槽 住宅	548,000	182,000	31～50人槽 住宅	2,037,000	—
事業所	257,000	90,000	事業所	951,000	—
			51人槽以上 住宅	2,326,000	—
			事業所	1,551,000	—

※村内の排水路へ放流するものには、上記限度額に加えて、補助加算額を支給する（住宅のみ）

※補助加算額は、総事業費から補助基準額を差し引いた額の1/3の額とする

- ・ 建築確認を伴う増改築時の入れ替えの場合は対象となる
- ・ 浄化槽のみ新設の場合は対象となる

(2) [令和8年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
15	5	2	1	2			25

前年度実績基数（ 3基）

(3) [補助対象地域]

飛島村農業集落排水処理区域以外

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、平成4年10月30日付衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用されるものにあつては、同指針に適合するもの

(6) [欠格要件]

- ① 飛島村集落排水処理施設を利用する者
- ② 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ① 浄化槽設置希望者調書
- ② 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書及び浄化槽調書の写し
- ③ 設置場所の案内図、配置図及び排水経路図
- ④ 浄化槽設置工事費（転換と併せて既存のみなし浄化槽を撤去する場合にあつては、撤去費を含む）の見積書の写し
- ⑤ 建物又は住宅等を借りている者は、賃主の承諾書
- ⑥ 工事請負契約書の写し
- ⑦ 全国浄化槽推進市町村協議会で規定する登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- ⑧ 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証の写し
- ⑨ 型式適合認定書及び仕様書、図面の写し
- ⑩ その他村長が必要と認めた書類

(8) [実績報告書に添付する書類及び提出期限]

- ・ 提出期限：工事完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い期日
- ① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては自ら行うことができることを証明する書類）
- ② 浄化槽法定検査依頼書及び浄化槽法定検査契約書の写し

- ③浄化槽設置に要した費用（転換と併せて既存のみなし浄化槽を撤去する場合にあっては、撤去費を含む）の領収書及び請求書の写し
- ④施工の状況を記録した写真
- ⑤のみなし浄化槽を撤去した場合は、撤去したことを証する書類の写し及びのみなし浄化槽撤去工事施工中の写真
- ⑥補助金交付決定通知書の写し（原本証明したもの）
- ⑦浄化槽設備士のチェックリスト
- ⑧その他村長が必要と認める書類

(9) 【 その他 】

のみなし浄化槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の上乗せ補助を行っている
(事業所10人槽のみ)

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください